職員募集

令和9年度採用 町職員候補者

令和9年度採用の町職員候補者を募集します。

▼職種・採用予定人数
○一般事務（行政）
社会人枠　若干名

▼受験資格
昭和61年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、官公庁（国または地方公共団体）や民間企業等における職務経験を5年以上かつ最終学歴卒業（修了）から基準日（令和8年11月30日）までの期間の8割の年数以上有する者

▼試験の方法
【一次試験】
○期日　1月23日（土）
○会場　猪苗代町役場
○内容
・職務能力試験
・職務適応性検査
・小論文
・面接

▼受験申込用紙と募集要領の交付
町ホームページからダウンロードし、申込用紙をプリントアウト（B4サイズ）するか、総務課で受け取ってください。

郵送を希望する人は、封筒の表に「職員採用候補者試験申込用紙請求（一般事務・社会人枠）」と朱書きし、140円切手を貼った返信先明記の封筒（角型2号）を同封してください。
○郵送宛先
〒969―3123
猪苗代町字城南100番地
猪苗代町総務課

▼受付期間
11月11日（水）から12月23日（水）までに総務課に提出してください。郵送の場合は、12月21日（月）の消印までを有効とします。

▼受付申し込みなどの詳細
受験申し込みや試験の詳細は募集要領をご覧ください。

▼申し込み・問い合わせ先
総務課　行政管理係
☎（62）2111

ペット

猫の「3ない」運動

猫が増えすぎて適切な管理ができなくなることのないよう、3つのルールを守り、人と動物が調和して共生できる社会を目指しましょう。

①猫を出さない
・全国的に、屋外で死亡している猫の数は、行政で処分されている猫の約24倍です。
・猫を屋外に出すと、予期せぬ繁殖や近隣住民からの苦情につながることがあります。
・飼い猫には迷子札などを付け、室内で飼いましょう。

②猫を捨てない
・猫を捨てること（遺棄）は犯罪です。捨てられた猫が必ず保護されるとは限りません。
・野良猫は、交通事故や病気などにより、生後6カ月までに約75％が死亡し、寿命は5年以下との報告もあります。
・猫を飼い始めたら、その命を終えるまで責任を持って適正に飼いましょう。

③猫を増やさない
・福島県で殺処分される猫のうち、約3割は子猫です。
・猫が増えすぎて適切な管理ができなくなることのないよう、不妊去勢手術を受けさせましょう。
・「かわいい」「かわいそう」という気持ちから始めた餌やりが、野良猫を集め、繁殖につながることがあります。その結果、ふん尿や鳴き声などが近隣住民の迷惑となるほか、猫が増えすぎることで十分な世話が行き届かず、猫自身を苦しめることにもなります。
・野良猫に餌を与えるなら、飼い主になる自覚を持ち、最後まで責任を持って飼いましょう。

▼問い合わせ先
町民生活課　環境係
☎（62）2114

飲食料品の２年間の消費税率引き下げについて

令和８年９月15日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定され、令和９年４月１日から２年間にわたり、飲食料品の消費税率を１％とすることが盛り込まれました。

国税庁では、「消費税率引下げ特設サイト」を開設し、消費税率引き下げに関するＱ＆Ａや説明動画などを掲載しています。

今後、国会での審議を経て、法案の成立後、令和９年４月１日の実施に向けた準備が進められる予定です。

医療費

「医療費のお知らせ」の対象月を変更します

「医療費のお知らせ」は、健康管理と医療への関心を高めていただくことを目的として送付しています。

今年度から、「医療費のお知らせ」に記載される対象月が変更になります。

▼国民健康保険
○対象月
令和7年11月診療分～令和8年10月診療分
○発送月
令和9年1月下旬発送予定

▼後期高齢者医療保険
○対象月
令和8年1月診療分～令和8年10月診療分
○発送月
令和9年1月下旬から県後期高齢者医療広域連合が順次発送

▼医療費控除
確定申告で医療費控除をする際に、**令和8年11・12月受診分は、医療機関等が発行する領収書をもと**にお手続きください。

▼問い合わせ先
町民生活課　環境係
☎（62）2114

家庭ごみ

ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール

▼眞塩陽（はる）さん最優秀賞
町主催の「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール」の審査会が10月5日、町役場で開かれ、猪苗代小4年の眞塩陽さんの作品が最優秀賞に選ばれました。

町内各小学校4～6年の児童から77作品の応募があり、町長や町一般廃棄物協同組合、町校長会から推薦された審査員が厳正に審査。入選作品は、11月下旬まで町役場の町民ホールに展示するほか、令和9年度のごみ・リサイクルカレンダーに掲載します。

入選者は次のとおりです（敬称略）。
▽最優秀賞＝眞塩陽（猪小4年）
▽優秀賞＝鈴木美優（猪小4年）五十嵐彩（猪小5年）鵜川聖姫（猪小6年）
▽佳作＝宍戸暖（猪小4年）秦歩夢（猪小4年）宗像莉生（猪小4年）加藤悠花（二小5年）鹿野暖翔（猪小5年）髙山煌樹（猪小5年）齋藤結菜（二小6年）武藤乃愛（猪小6年）森山琉煌（二小6年）

▼最優秀賞に輝いた眞塩さんの作品



▼問い合わせ先
町民生活課　国保年金係
☎（62）2114

燃やせるごみ、９月も減少し上半期は大幅減

９月の燃やせるごみの排出量は349・12トンで、前年同月の排出量371・85トンと比較して22・73トン減少し、令和８年度上半期で109・70トン減量となりました。

令和８年度の減量目標は、前年度比150トンですので、このまま減量を続けると、減量目標を達成することができます。これは、人口減少に伴うごみの排出量の減少に加え、町民の皆さんによるごみの分別や食品ロス削減への取り組みなど、ごみの減量に対する意識の向上と、それに伴う行動の実践が要因として挙げられます。

町は、有料化によるごみの減量ではなく、町民一人一人の自発的な分別によるごみの減量を目指しています。

このペースを維持するよう、ご理解とご協力をお願いします。

単位：トン

	９月	年度累計
令和８年度	349.12	2,092.71
令和７年度	371.85	2,202.41
増　減	▲22.73	▲109.70
前年度比	93.89%	95.02%

※排出量の詳細は、町ホームページ掲載の「燃やせるごみを減らしましょう」の記事をご確認ください。

▼本町の燃やせるごみの排出量

▼問い合わせ先
町民生活課　環境係
☎（62）2114

税金

法人町民税について

▼法人町民税とは

町内に事務所または事業所等がある法人に課税される税金です。法人税額を基礎に計算される「法人税割」と、法人の規模によって課される「均等割」を合算して算出します。法人自ら税額を計算して申告し、その税額を納めます。

▼納税義務者

①一般法人
②公益法人
（例）社会福祉法人、学校法人、労働組合等（収益事業を行わない場合は非課税）
③法人ではない社団で代表者または管理者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの
（例）同窓会、ＰＴＡ等
④法人ではない財団で代表者または管理者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの
（例）慈善団体、地区の財産管理会等（法人格を持たない財産管理会等が地代を得ている場合は、必ず申告する必要があります）

▼収益事業とは

一般法人の営利行為のほかに、公益法人、社団、財団、財産管理会等で、主に次のような収益事業を行っている場合は納税義務者に該当します。詳しくは、税務署に問い合わせてください。
①物品の販売、貸付業
②不動産の販売、貸付業（農地や土地の貸し付けを含みます）
③製造、印刷、出版業

▼税額

一般法人、公益法人、社団、財団などの区分のほか、資本金と従業者数によって異なります。

納税義務者区分	均等割	法人税割
町内に事務所または事業所を有する法人	○	○
町内に事務所または事業所はないが、宿泊所・保養所を有する法人	○	－
町内に事務所または事業所のある公益法人等または法人ではない社団・財団等で収益事業を行わないもの	○	－
町内に事務所または事業所のある公益法人等または法人ではない社団・財団等で収益事業を行うもの	○	○
法人課税信託の受託者	－	○

資本金等の額	町内従業者数	均等割年額
50 億円～	50 人超 50 人以下	3,000,000 円 410,000 円
10 億円を超え 50 億円以下	50 人超 50 人以下	1,750,000 円 410,000 円
1 億円を超え 10 億円以下	50 人超 50 人以下	400,000 円 160,000 円
1,000 万円を超え 1 億円以下	50 人超 50 人以下	150,000 円 130,000 円
1,000 万円以下	50 人超 50 人以下	120,000 円 50,000 円

▼問い合わせ先
税務課　賦課係
☎（62）2113
【収益事業について】
会津若松税務署
法人課税第一部門

青色申告特別控除の見直し

令和８年度税制改正により、令和９年分の確定申告から、青色申告特別控除の適用要件が見直されます。

75 万円または 65 万円の控除を受けるには、e-Tax の利用や複式簿記による記帳などが必要となるため、適用を検討している人で準備が済んでいない場合は、早めの対応をお願いします。

●主な改正事項
・複式簿記による青色申告特別控除の適用は、e-Tax が要件となります。
・簡易簿記による青色申告特別控除の適用は、前々年の収入が１千万円以下の人などに限定されます。

圖会津若松税務署
☎（27）4311（代表）

議会

12月議会が始まります

町議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は役場３階です。児童・乳幼児は許可が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

▼開会予定日　12月１日（火）
※一般質問は７日（月）、８日（火）の予定です。

▼問い合わせ先
議会事務局　議事係
☎（62）5666
☎（27）4311
音声案内後、２番を選択

家屋の新築・取り壊しなどがあった場合は届出を

固定資産税は、毎年１月１日現在の所有者に課税されます。家屋の新築、増築、取り壊し、所有者の変更などがあった場合は、税務課への申告が必要です。

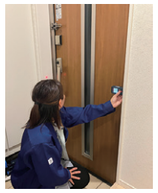
○：必要　－：不要

		家屋異動申告書		住宅用地異動申告書		固定資産税
新築または増築		○	家屋調査時でも可。	○	家屋調査時でも可。土地の税額の再計算を行います。	完成・取得した年の翌年から課税されます。 ※不動産取得税（県税）の対象になる場合があります。
取り壊し・一部取り壊し	登記家屋	○	※年内に法務局での建物滅失登記が完了しない場合は、申告が必要です。	○	土地の税額の再計算を行います。	取り壊した年まで課税されます。 ※住宅を取り壊した場合は、住宅用地の特例が適用されなくなります。
	未登記家屋	○	現地確認を行います。	○		
所有者変更	登記家屋	－	法務局での所有権移転登記が必要です。	－	土地の税額には、影響ありません。	１月１日時点の新たな所有者に課税されます。 ※不動産取得税（県税）の対象になる場合があります。
	未登記家屋	○	※売買による変更の場合は、契約書の写しを添付してください。	－		
申告する人		家屋の（新）所有者		土地の所有者		－
提出期限		年内		１月末日		－

※申告書は、町ホームページからダウンロードできます。

～不動産取得税とは～

売買や贈与、新築などで土地や家屋を取得したときに、一度だけ納める県の税金です。条件を満たす場合は、軽減措置があります。
詳細は、お問い合わせください。


家屋調査では、建具の大きさなどを測ります

調査は随時行っています。日程などはご相談ください。

～家屋調査とは～

・目的…新築（増築）家屋の税額の基礎となる評価額を決定するために行います。
・内容…職員が現地に伺い、家の間取りや各部屋の仕上げなどの確認を行います。
・所要時間…30 分～１時間半程度

～住宅用地特例とは～

住宅用地の税負担を軽減することを目的とした特例措置のこと。
特例は次の２種類です。

・小規模住宅用地…住宅の敷地で、住宅１戸あたり２００㎡までの部分。
課税標準額：土地の決定価格の６分の１
・一般住宅用地…小規模住宅用地以外の住宅の敷地で、家屋床面積の 10 倍までの部分。
課税標準額：土地の決定価格の３分の１

●問い合わせ先
・各種申告書、家屋調査に関すること　税務課　賦課係　☎（62）2113
・登記に関すること　福島地方法務局若松支局　☎（27）1501
・不動産取得税に関すること　会津地方振興局県税部　不動産取得税チーム　☎（29）5254

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員による行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。

行政相談委員が、行政に関する苦情や意見を受け付け、解決のためにお手伝いします。お気軽にご相談ください。

▼開催日時 12月16日(水) 午後1時から午後3時まで
▼会場 役場3階　第3委員会室
▼その他 相談無料・秘密厳守
▼問い合わせ先 総務課　秘書広報係 ☎(62)2111

人権擁護・行政相談委員合同相談会

人権擁護委員と行政相談委員による合同相談会を開催します。

人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及・高揚を目的に活動しています。

人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時 12月4日(金) 午前10時から午後3時まで
▼会場 役場3階　第4委員会室
▼その他 相談無料・秘密厳守
▼問い合わせ先 総務課　秘書広報係 ☎(62)2111

県民手帳

県民手帳を販売しています

県民手帳には、「福島あれこれ全国ランキング～ベスト5～」をはじめ、福島県に関する充実した統計データや暮らしに役立つ情報が満載です。さらに県内の観光施設や道の駅で使える割引などの特典も付いています。

購入希望者は、事前に電話予約後、企画財務課に代金を持参してください。

▼販売期限 12月25日(金)までの平日のみ 午前8時30分～午後5時
▼代金(税込み)
・県民手帳　770円
※横罫版(黒)とカレンダー版(ネイビー)の2種類があります。
▼販売場所・問い合わせ先 企画財務課　企画調整係 ☎(62)2112

猪苗代町住民向け情報配信

町では、町政に関する情報のほか、防災情報やイベント情報などをLINEで発信していますので、ぜひ友だち登録をお願いします。情報はメールで受け取ることもできます。
登録はQRコードから行ってください。

問総務課　防災情報係　☎(62)2111

有料広告募集中

町では、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひご活用ください。手続きや料金など、詳しくは下記にお問い合わせください。

問総務課　秘書広報係　☎(62)2111

ウェル・ビーイングの実現に向けた公開講座を開催します

人生100年時代を見据え、健康・つながり・経済の視点から、ウェル・ビーイングの実現に向けた気付きを得て、これからの生き方や学び方を一緒に考えてみませんか？

●日時　11月29日(日)午後2時～午後3時30分
●会場　会津大学短期大学部南棟
●受講対象者　どなたでも
●講師　会津大学短期大学部地域活性化センター　森文雄(ふみお)特任研究員
●申込方法　QRコード、メール、電話からのいずれかでお申し込みください。
●申込期限　11月25日(水)午後5時
問会津大学短期大学部　地域活性化センター
☎(23)7034
e-mail：chiiki@jc.u-aizu.ac.jp



あなたの好きな「図柄ナンバープレート」のデザインを投票しよう

会津地域17市町村では、地域の魅力を全国に発信するため、会津版図柄入りナンバープレートの導入を目指しています。

応募いただいた図柄デザインの中から、図柄ナンバー選考委員会で最終候補となる3作品を選定し、現在オンラインでの住民投票を実施しています。

この住民投票の結果を踏まえ、図柄ナンバー選考委員会で最終的な提案デザインを決定し、国土交通省へ提案します。

地域の魅力を表現した図柄を選ぶ大切な機会ですので、皆さんの投票をお待ちしています。

●投票期限　11月30日(月)
●投票できる人　会津地域にお住まいの人(一人につき1回まで)
●応募方法　特設ホームページにアクセスし、投票フォームから投票ください。



問い合わせフォーム

●問い合わせ先
企画財務課　企画調整係　☎(62)2112
会津総合開発協議会　事務局　☎(24)6312